

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1-3
許認可等の種類	小児慢性特定疾病指定医の指定			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法施行規則第7条の10			
許認可等の概要	小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けるために提出が必要な診断書を記載できる指定医の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○児童福祉法施行規則第7条の10 都道府県知事は、法第19条の3第1項の規定に基づき、診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第7条の13に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。 二 都道府県知事が行う研修を修了していること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第7条の16の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不相当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			